

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成26年10月

岩手県人事委員会





人委職第138号

平成26年10月9日

岩手県議会議長 千葉 伝 様  
岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

# 目 次

<b>別紙第1 報告</b>	1
I はじめに	1
II 職員の給与決定に関する基礎的諸条件	3
1 職員の給与等の状況	3
2 民間給与の調査	8
3 職員給与と民間給与との比較	10
4 本県と国及び他の都道府県との給与比較	12
5 物価及び生計費	12
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告	12
III むすび	17
1 給与に関する事項	17
(1) 職員の給与水準	17
(2) 国及び他の都道府県の動向	17
(3) 本年の給与改定	17
(4) 給与構造改革における経過措置の廃止等	19
(5) 給与制度の総合的見直し	19
(6) 教員給与の見直し	20
2 公務運営に関する事項	20
(1) 公務員の高齢期の雇用問題	20
(2) 女性の登用の拡大と両立支援の推進	21
(3) 勤務環境の整備	21
(4) 地方公務員法の改正	22
3 おわりに	23
<b>別紙第2 勧告</b>	24

# 報 告

## I はじめに

### (職員給与決定の原則)

職員の給与は、地方公務員法第14条の規定により、社会一般の情勢に適応するよう、随時、適当な措置が講じられなければならないものとされており、人事委員会の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、納税者である県民の理解が得られる、適正な給与を確保するものでなければならない。

また、同法第24条の規定により、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないものとされている。

### (職員給与の改定状況)

職員の給与は、平成11年からは年間給与ベースでの減少が続いており、行政職の主査級職員（年齢：40歳、家族構成：配偶者と子2人）をモデルとし、昨年の年間給与と平成11年の年間給与を比較すると、13.6%程度の減額となっている。

なお、職員給与と民間給与の公民比較に当たっては、民間企業の給与水準をより適切に反映するため、公務と民間で同種・同等の者同士を比較するという方式の下で、民間事業所従業員の給与をより広く把握し、職員給与に反映させているところである。

### (給与構造改革の進展状況)

平成18年度から実施した給与構造改革においては、地域の民間賃金をより適切に反映させるための給料水準の引下げ、年功的な給与上昇を抑制する給与構造への転換などを柱とする、給与制度全般にわたる改革を進めてきた。特に給料表の水準については、経過措置を設けて段階的な引下げを実施してきており、本年4月における行政職給料表の経過措置適用者の割合は11.2%と、昨年の15.1%から3.9ポイント減少した。

### **(本委員会の基本的な考え方)**

本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、先に述べた地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、勧告を行うことが適当であると考えます。

また、平成18年度から行われている給与構造改革の経過措置が引き続く間は、その進展状況にも留意しつつ、給与改定について検討することが適当であると考えます。

## Ⅱ 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

### 1 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における職員給与実態調査によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

#### (1) 職員数及び平均年齢等

職員の総数は18,215人であり、昨年の18,409人に比べ194人（1.1%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で129人、教育職給料表(1)適用者（高等学校等の教育職員）で62人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	平成26年 4月	平成25年 4月	比 較 増 減	区 分	平成26年 4月	平成25年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	18,215人	18,409人	△194人	研 究 職 給 料 表	192人	196人	△4人
行 政 職 給 料 表	4,519	4,517	2	医 療 職 給 料 表 (1)	17	17	0
公 安 職 給 料 表	2,161	2,159	2	医 療 職 給 料 表 (2)	139	143	△4
教 育 職 給 料 表 (1)	3,381	3,443	△62	医 療 職 給 料 表 (3)	93	92	1
教 育 職 給 料 表 (2)	7,713	7,842	△129				

(注) 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（再任用職員）並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により採用された職員（任期付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定により採用された職員（任期付職員）は、含まれない（以下同じ。）。

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあつては、同条例における教育職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている。

次に、職員の平均年齢は44.0歳で、昨年に比べ0.1歳高くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の49.4歳、最も低いのは公安職給料表適用者の39.2歳である。

#### 給料表別平均年齢

区分	平成26年	平成25年	比較 増減	区分	平成26年	平成25年	比較 増減
	4月	4月			4月	4月	
全給料表	44.0歳	43.9歳	0.1歳	研究職給料表	44.5歳	44.2歳	0.3歳
行政職給料表	42.7	42.8	△0.1	医療職給料表(1)	49.4	48.8	0.6
公安職給料表	39.2	39.5	△0.3	医療職給料表(2)	44.2	43.8	0.4
教育職給料表(1)	43.7	43.6	0.1	医療職給料表(3)	42.1	43.0	△0.9
教育職給料表(2)	46.3	45.9	0.4				

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは45歳から49歳までの3,478人、次いで多いのは50歳から54歳までの3,401人である。

#### 年齢階層別職員数及び構成比

区分	平成26年4月		平成25年4月		比較増減	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
計	18,215人	100.0%	18,409人	100.0%	△194人	－%
19歳以下	85	0.5	64	0.3	21	0.2
20歳～24歳	680	3.7	654	3.6	26	0.1
25歳～29歳	1,045	5.7	991	5.4	54	0.3
30歳～34歳	1,493	8.2	1,620	8.8	△127	△0.6
35歳～39歳	2,137	11.7	2,271	12.3	△134	△0.6
40歳～44歳	3,053	16.8	3,256	17.7	△203	△0.9
45歳～49歳	3,478	19.1	3,518	19.1	△40	0.0
50歳～54歳	3,401	18.7	3,360	18.3	41	0.4
55歳以上	2,843	15.6	2,675	14.5	168	1.1

#### (2) 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年4月における平均給与月額は、365,738円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、398,711円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では2,135円（0.6%）、職員全体では667円（0.2%）の減少となっている。



### 給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	平成26年 4 月 (A)	平成25年 4 月 (B)	比較増減 (A-B)	比率 (A-B) /B×100
全 給 料 表	398,711円	399,378円	△667円	△0.2%
行 政 職 給 料 表	365,738	367,873	△2,135	△0.6
公 安 職 給 料 表	351,232	355,003	△3,771	△1.1
教 育 職 給 料 表 (1)	410,402	409,225	1,177	0.3
教 育 職 給 料 表 (2)	426,218	425,371	847	0.2
研 究 職 給 料 表	399,447	400,437	△990	△0.2
医 療 職 給 料 表 (1)	854,397	862,283	△7,886	△0.9
医 療 職 給 料 表 (2)	374,346	372,582	1,764	0.5
医 療 職 給 料 表 (3)	350,119	358,653	△8,534	△2.4

(注) 給与月額は、給料月額に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である（次表において同じ。）。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額は、366,759円となっており、また、職員全体の平均給与月額は399,327円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では2,108円（0.6%）、職員全体では663円（0.2%）の減少となっている。

### 給 料 表 別 平 均 給 与 月 額 （ 減 額 前 ）

区 分	平成26年 4 月 (A)	平成25年 4 月 (B)	比較増減 (A-B)	比率 (A-B) /B×100
全 給 料 表	399,327円	399,990円	△663円	△0.2%
行 政 職 給 料 表	366,759	368,867	△2,108	△0.6
公 安 職 給 料 表	351,610	355,388	△3,778	△1.1
教 育 職 給 料 表 (1)	410,676	409,490	1,186	0.3
教 育 職 給 料 表 (2)	426,793	425,956	837	0.2
研 究 職 給 料 表	400,586	401,553	△967	△0.2
医 療 職 給 料 表 (1)	862,797	871,420	△8,623	△1.0
医 療 職 給 料 表 (2)	374,870	373,088	1,782	0.5
医 療 職 給 料 表 (3)	350,119	358,653	△8,534	△2.4

(3) 性別構成

職員の性別構成比は、男性61.6%、女性38.4%であり、昨年に比べ女性の割合は0.2ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区分	平成26年4月				平成25年4月				比較増減			
	男性		女性		男性		女性		男性		女性	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全給料表	11,213	61.6	7,002	38.4	11,380	61.8	7,029	38.2	△167	△0.2	△27	0.2
行政職給料表	3,400	75.2	1,119	24.8	3,432	76.0	1,085	24.0	△32	△0.8	34	0.8
公安職給料表	2,017	93.3	144	6.7	2,027	93.9	132	6.1	△10	△0.6	12	0.6
教育職給料表(1)	2,048	60.6	1,333	39.4	2,105	61.1	1,338	38.9	△57	△0.5	△5	0.5
教育職給料表(2)	3,500	45.4	4,213	54.6	3,567	45.5	4,275	54.5	△67	△0.1	△62	0.1
研究職給料表	158	82.3	34	17.7	162	82.7	34	17.3	△4	△0.4	0	0.4
医療職給料表(1)	13	76.5	4	23.5	14	82.4	3	17.6	△1	△5.9	1	5.9
医療職給料表(2)	75	54.0	64	46.0	71	49.7	72	50.3	4	4.3	△8	△4.3
医療職給料表(3)	2	2.2	91	97.8	2	2.2	90	97.8	0	0.0	1	0.0

(4) 平均経験年数

職員の平均経験年数は22.3年で、昨年に比べ0.1年長くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）の23.9年、最も短いのは公安職給料表適用者の18.7年である。

給料表別平均経験年数

区分	平成26年 4月	平成25年 4月	比較 増減	区分	平成26年 4月	平成25年 4月	比較 増減
全給料表	22.3年	22.2年	0.1年	研究職給料表	21.7年	21.4年	0.3年
行政職給料表	22.1	22.3	△0.2	医療職給料表(1)	19.6	20.2	△0.6
公安職給料表	18.7	18.9	△0.2	医療職給料表(2)	21.1	20.8	0.3
教育職給料表(1)	21.2	21.1	0.1	医療職給料表(3)	20.0	21.1	△1.1
教育職給料表(2)	23.9	23.5	0.4				

(5) 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒76.1%、短大卒5.1%、高校卒18.8%、中学卒0.0%（0.04%）であり、昨年に比べ大学卒の割合は増加、高校卒及び中学卒の割合は横ばい、短大卒の割合は減少となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

**学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数**

区 分	平成26年 4 月		平成25年 4 月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	13,863人	76.1%	13,985人	76.0%	△122人	0.1%
短 大 卒	928	5.1	959	5.2	△31	△0.1
高 校 卒	3,416	18.8	3,456	18.8	△40	0.0
中 学 卒	8	0.0	9	0.0	△1	0.0
平均修学年数	15.2年		15.1年		0.1年	

## 2 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所447（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「平成26年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の4,410人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。

また、各企業における給与改定の状況等について、調査を実施した。

なお、民間企業の組織形態の変化に対応するため、本年調査から、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）の間に位置付けられる従業員についても、個人別の給与月額等を把握することとした。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、96.6%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

### 【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

### (1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 21.0%、高校卒で 20.9%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 83.2%、高校卒で 84.2%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 177,906 円、高校卒で 146,851 円となっている。

（附属資料 第 17 表及び第 18 表 参照）

### (2) 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員で 30.7%、課長級では 28.6%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員で 10.6%、課長級では 8.0%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員で 58.7%、課長級では 63.4%となっている。また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員で 80.2%、課長級では 66.7%となっている。

### 給 与 改 定 の 状 況

役職段階	項 目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	30.7%	10.6%	0.0%	58.7%
課 長 級	28.6%	8.0%	0.0%	63.4%

(注) ベース改定の実施を「未定」と回答した事業所を除いた事業所を100として集計したものである。

### 定 期 昇 給 の 実 施 状 況

役職段階	項 目						定期昇給 制度なし
	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	82.1%	80.2%	23.3%	2.8%	54.1%	1.9%	17.9%
課 長 級	68.6%	66.7%	20.2%	1.6%	44.9%	1.9%	31.4%

(注) 定期昇給の実施を「未定」と回答した事業所を除いた事業所を100として集計したものである。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 公民給与の比較方法

月例給の公民比較については、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額の比較を行い、その結果を職員の人員構成で加重平均する、ラスパイレス方式により算定している。

#### (2) 公民較差

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の給与を対比させ、精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均1,015円(0.28%)下回っていた。

なお、減額措置後では、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均2,039円(0.56%)下回っていた。

#### 職員給与と民間給与との較差

公民比較給与		較差(A)－(B)	
民間(A)	職員(B)	較差額	較差率
368,907円	367,892円 (366,868円)	1,015円 (2,039円)	0.28% (0.56%)

(注) 1 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である(次表において同じ。)

2 ( )内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

#### 【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額(A)と、実際に支給されている職員給与の支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるか算出するもの。

$$\text{公民較差(\%)} = (A - B) / B \times 100$$

また、平成18年4月から実施している給与構造改革は、これを段階的に取り組んでいるところであり、同年3月31日に受けていた給料月額を基準に経過措置の基礎となる額（以下「経過措置基礎額」という。）を定め、現在適用されている給料表における給料月額（以下「新給料月額」という。）が経過措置基礎額に達しない職員に対しては、経過措置として、その達するまでの間は新給料月額に加え、新給料月額と経過措置基礎額の差額を支給することとしている。この経過措置がないものとした場合には、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均1,948円（0.53%）下回っていた。

**職員給与と民間給与との較差（経過措置なし）**

公民比較給与		較差（A）－（B）	
民間（A）	職員（B）	較差額	較差率
368,907 円	366,959 円	1,948 円	0.53 %

(3) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.96月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（3.90月）を上回っている。

**民間における特別給の支給状況**

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	334,521 円
	上半期（A2）	336,605
特別給の支給額	下半期（B1）	657,852 円
	上半期（B2）	668,662
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	1.97 月分
	上半期（B2/A2）	1.99
	計	3.96 月分

(注) 下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

## 4 本県と国及び他の都道府県との給与比較

平成25年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給と本県の行政職給料表適用者の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県職員の指数は106.5となっているが、国家公務員に係る給与改定・臨時特例法による給与減額支給措置がないとした場合の指数は98.5となっている。

### 国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	106.5 ( 98.5 )	100.0	107.4 ( 99.3 )	106.9~109.2 ( 98.8~100.9 )

(注) ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により国を100として比較したもので、平成25年4月1日現在の総務省公表値である(平成26年4月の指数は未公表)。

また、表中( )内の数値は、国家公務員に係る給与改定・臨時特例法による給与減額支給措置がないとした場合の参考値である。

## 5 物価及び生計費

### (1) 物価指数

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では3.1%、全国では3.4%それぞれ上昇している。

(附属資料 第27表 参照)

### (2) 標準生計費

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ154,410円、168,530円及び182,660円となっている。

(附属資料 第26表 参照)

## 6 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。



# 給 与 勧 告 の 骨 子

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との較差等に基づく給与改定

### 1 民間給与との比較

約 12,400 民間事業所の約 50 万人の個人別給与を实地調査（完了率 88.1%）

\* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

<月例給> 公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,090 円 0.27% [行政職(一)…現行給与 408,472 円 平均年齢 43.5 歳]  
[俸給 988 円 はね返し分(注) 102 円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.12 月（公務の支給月数 3.95 月）

### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

改定率 平均 0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定  
初任給 民間との間に差があることを踏まえ 1 級の初任給を 2,000 円引上げ

##### ② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

#### (3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ 100 円から 7,100 円までの幅で引上げ

#### (4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値 2010）に基づき、支給地域を見直し

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95 月分→4.10 月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6 月期	12 月期
26 年度	期末手当	1.225 月（支給済み）	1.375 月（改定なし）
	勤勉手当	0.675 月（支給済み）	0.825 月（現行 0.675 月）
27 年度 以降	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.75 月	0.75 月

#### [実施時期等]

- ・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成 26 年 4 月 1 日  
寒冷地手当は平成 27 年 4 月 1 日（所要の経過措置）
- ・ボーナス：法律の公布日

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた 50 歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

#### 1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

##### [俸給表等の見直し]

- ① **行政職俸給表(一)** 民間賃金水準の低い 12 県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差 (2.18 ポイント (平成 24 年～26 年の平均値)) を踏まえ、俸給表水準を平均 2% 引下げ。1 級 (全号俸) 及び 2 級の初任給に係る号俸は引下げなし。3 級以上の級の高位号俸は 50 歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大 4% 程度引下げ。40 歳台や 50 歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から 5 級・6 級に号俸を増設
- ② **指定職俸給表** 行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ **①及び②以外の俸給表** 行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における 50 歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ **その他** 委員、顧問、参与等の手当の改定、55 歳超職員 (行政職(一) 6 級相当以上) の俸給等の 1.5%減額支給措置の廃止等

##### [地域手当の見直し]

- ① **級地区分・支給割合** 級地区分を 1 区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し  
1 級地 20%、2 級地 16%、3 級地 15%、4 級地 12%、5 級地 10%、6 級地 6%、7 級地 3%  
\* 賃金指数 93.0 以上の地域を支給地域とすることを基本 (現行は 95.0 以上)  
\* 1 級地 (東京都特別区) の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内 (全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界)
- ② **支給地域** 「賃金構造基本統計調査」(平成 15 年～24 年) のデータに基づき見直し (級地区分の変更は上下とも 1 段階まで)
- ③ **特例** 1 級地以外の最高支給割合が 16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限 (現行 15%)、医師に対する支給割合 (同) をそれぞれ 16%に改定

#### 2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) **広域異動手当** 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km 以上は 10% (現行 6%)、60km 以上 300km 未満は 5% (現行 3%) に引上げ
- (2) **単身赴任手当** 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額 (現行 23,000 円) を 7,000 円引上げ。加算額 (現行年間 9 回の帰宅回数相当) を年間 12 回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を 2 区分増設
- (3) **本府省業務調整手当** 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の 6%相当額 (現行 4%)、係員級は 4%相当額 (現行 2%) に引上げ
- (4) **管理職員特別勤務手当** 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜 (午前 0 時から午前 5 時までの間) に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額を支給

- (5) **その他** 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

### 3 実施時期等

- 俸給表は平成 27 年 4 月 1 日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成 30 年 4 月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3 年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成 27 年 1 月 1 日の昇給を 1 号俸抑制

## IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

### ○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約 7 割、補完的な業務を担当することが一般的
- ・ 平成 28 年度に年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60 歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成 23 年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組

### ○ 再任用職員の給与

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給  
[実施時期：平成 27 年 4 月 1 日]
- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

### 1 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組

#### (1) 国家公務員法等の改正

- ・ 内閣総理大臣は、新たに幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程、機構及び定員に関する事務等を行うこととなり、従来から行っていた事務も併せて担う組織として、内閣人事局を設置
- ・ 人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う
- ・ 今後は、それぞれが担う機能を十全に発揮し、所掌する制度を適切に運用していくことが重要

#### (2) 改正事項に関する人事院の取組の方向性

- ・ 幹部職員人事の一元管理について、公正確保の観点から意見を述べるなどの対応を行う
- ・ 任用、採用試験及び研修について、人事行政の公正の確保に絶えず留意しつつ、引き続き所掌することとされた事務を適切に実施
- ・ 級別定数の設定・改定等について、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定・改定案を意見として提出すること等により、労働基本権制約の代償機能を的確に果たす

### 2 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の運用の改善の取組への必要な協力を行うとともに、評価者向け研修等の実施を通じ、各府省の人材育成を支援。評価結果の任免、給与等への適切な活用を各府省に要請

### 3 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進

#### (1) 女性の採用の拡大に向けた取組

より多くの優秀な女性が試験を受験するよう、誘致活動の強化及び総合職試験の内容等の見直し

#### (2) 女性職員の登用に向けた研修の拡充等の取組

地方機関の女性職員を対象とする研修を拡充するなど、女性職員の登用に向けた研修を充実

#### (3) 育児・介護のための両立支援策の検討

- ・ 育児について、職員の具体的なニーズ、民間企業における両立支援策の措置状況等を精査しながら、育児時間等の在り方について検討
- ・ 介護について、セミナー等を開催し、必要な情報の提供や職員の具体的なニーズの把握を行う
- ・ 在宅勤務等のテレワークについて、利用する職員の勤務時間管理の在り方等について検討

#### (4) 男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進

各府省に対して男性職員に育児休業等の両立支援制度の活用を促すよう要請するとともに、意識啓発のためのセミナーを開催

### 4 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働慣行の見直し

民間企業における取組状況や超過勤務が生ずる要因等に関する職員の意識について調査を行い、より実効性のある超過勤務の縮減策について検討

#### (2) ハラスメント防止対策

- ・ セクハラ防止研修の実施徹底や受講促進、苦情相談体制の整備等の措置を一層充実していく必要
- ・ 民間企業のパワハラ防止の取組等を参考にハンドブックを作成し配布するなど意識啓発を促進

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員が円滑に職場復帰できるよう、試し出勤等の活用を促す。心の不調者の発生を未然に防ぐ観点から、e-ラーニング教材を作成し配布するとともに、職場環境改善の取組を推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇付与について所要の措置を講じる

### 5 平成 27 年度採用試験等の見直し

総合職試験における外部英語試験の活用及び試験日程の後ろ倒しの円滑な実施に向けて準備を推進

### 6 研修の充実

より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発やカリキュラム作成等に取り組む



職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上に述べたとおりである。

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

## 1 給与に関する事項

### (1) 職員の給与水準

本年4月における県内の民間事業所従業員の給与と職員の給与を比較したところ、公民較差は0.28%（1,015円）となり、職員給与が民間給与を下回っている。また、給料の特別調整額の減額措置後の公民較差は0.56%（2,039円）と、職員給与が民間給与を下回っている。

次に、給与構造改革による経過措置がないものとした場合の公民較差は0.53%（1,948円）と、職員給与が民間給与を下回っている。

昨年4月における国家公務員との比較では職員の給与水準が上回っているが、国家公務員に係る給与改定・臨時特例法による給与減額支給措置がないとした場合には下回っている。

### (2) 国及び他の都道府県の動向

人事院においては、本年8月7日に国家公務員について、官民の給与較差に基づく給与改定として、俸給月額及び初任給調整手当の引上げを行うとともに、勤勉手当の支給月数を引き上げること等を内容とする勧告を行った。

併せて、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映させるための見直し、官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し、公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しに対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを平成27年4月から実施するよう勧告したところである。

他の都道府県においては、人事院勧告の内容等を考慮した勧告がなされる動向にある。

### (3) 本年の給与改定

#### ア 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間を0.27%（1,090円）下回

っていることから、民間給与との均衡を図るため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記(1)のとおり、本年4月における本県職員の月例給が民間を0.28% (1,015円) 下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

その場合、人事院勧告による国の俸給表改定と同様の改定を行うこととすれば、較差を概ね解消すること、世代間の給与差については、本県においても同様の傾向がみられることから、人事院勧告による国の俸給表を踏まえた給料表の改定を行うことが適当である。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて本県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

#### イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年の4月に遡及して実施することが適当である。

#### ウ 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、実費弁償的な手当としての性格上、県内の最近のガソリン価格の動向等を考慮し、今後の改定の必要性について検討することが適当であると考ええる。

#### エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合(3.96月)が職員の年間支給月数(3.90月)を上回っており均衡を図るため、支給月数を0.05月引き上げ、3.95月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、平成27年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

## オ 寒冷地手当

人事院においては、平成16年の見直しから10年が経過したことから、新たな気象データ（1981年から2010年までの30年平均値を用いた「メッシュ平年値2010」）を、地域の区分の指定基準に当てはめ、支給地域の改定について勧告を行った。

本県においても、国に準じて見直しを行うことが適当である。

しかしながら、引き続き指定基準を満たすにも関わらず、前回の見直し以降の市町村合併により指定解除となる地域が生じており、当該地域については、支給の必要性について検討することが適当であると考えます。

## (4) 給与構造改革における経過措置の廃止等

本委員会は、昨年の報告において、給与構造改革における経過措置については、早期に経過措置を廃止することが適当であるが、本県における経過措置適用者の割合の今後の推移を考慮すれば、平成27年3月末の廃止が適当であるものとする旨を言及したところである。

本年4月における行政職給料表の経過措置適用者の割合は11.2%と、昨年の15.1%から3.9ポイント減少している。このため、国や他の都道府県の動向、経過措置適用者の割合等を踏まえ、本県における経過措置については、平成27年3月末で廃止することが適当である。

また、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復については、経過措置の廃止と併せて実施することが適当である。

具体的には、平成19年4月1日、平成20年4月1日又は平成21年4月1日の昇給抑制を受けた職員について、昇給抑制を受けた回数を上限として、平成27年4月1日に上位の号給に調整することとする。この場合において、同日において39歳に満たない者にあつては最大3号給、39歳以上41歳未満の者にあつては最大2号給、41歳以上46歳未満の者にあつては1号給、それぞれ上位の号給に調整するものとする。

## (5) 給与制度の総合的見直し

人事院においては、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し及び職務や勤務実績に応じた給与配分を内容とする俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告したところである。

また、本年5月に総務省において「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」が設置され、8月には「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性」として中間とりまとめ結果が示されたところである。



本県においては、国が既に実施している給与構造改革の経過措置の廃止及び昇給回復を実施していない状況にあることから、これらの措置を実施した上で、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、国及び他の都道府県の動向、総務省の検討会の報告等も踏まえ、検討を行っていく必要があると考える。

## **(6) 教員給与の見直し**

本県においては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の優遇措置の縮減及びメリハリをつけた教員給与体系の確立に向けた国や他の都道府県の動向等を踏まえ、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間、教員給与の見直しを行った。

今般、「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じたメリハリのある教員給与体系の確立に向けて検討する必要がある旨の言及がなされたところである。

他の都道府県においても、教員が部活動指導に従事した場合等に支給される教員特殊業務手当の引上げや特別支援学校等に勤務する教員に支給される給料の調整額の調整数の引下げ等が検討されているところである。

今後、他の都道府県における教員給与の見直し内容等を十分に踏まえながら、教員特殊業務手当及び給料の調整額について適切な見直しを行うことが適当であると考える。

## **2 公務運営に関する事項**

### **(1) 公務員の高齢期の雇用問題**

本年の人事院報告では、職員の能力と経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟な実施、退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要があるとあり、引き続き公務における再任用の運用状況や各府省における問題点の把握に努め、雇用と年金の接続のため、適切な制度が整備されるよう取り組む旨を言及したところである。

本年 4 月における本県の再任用職員は、全体で 236 人と、昨年の 157 人から約 1.5 倍増加し、そのうちフルタイム勤務が約 7 割（170 人）、短時間勤務が約 3 割（66 人）となっており、今後も再任用希望者の増加が見込まれるところである。

また、本委員会のこれまでの報告では、再任用を基本とした高齢期雇用について、現行制度の運用状況等を検証しながら、早期に具体的な措置を講じてい

く必要がある旨を言及し、その主な課題として、職の確保や職務分担、組織体制等の見直し、新規採用の安定的・計画的な確保などを挙げている。

上記のような課題に対して、任命権者は再任用を希望する職員を再任用することに努めているものの、職務分担や組織体制、人事管理といった課題については今後も検討が必要としており、引き続き上記の課題に対して国や他の都道府県における動向等にも留意しながら、任命権者と連携して早急に検討を行う必要があると考える。

なお、再任用職員の給与については、本年の人事院報告では、引き続き民間の再雇用者の個人別給与額の動向を注視し、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくとしていることから、本県においても、その内容、本県の調査結果、他の都道府県の動向等を踏まえて、引き続き検討を進めていく必要があると考える。

## (2) 女性の登用の拡大と両立支援の推進

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、女性の活躍推進を政府として取り組むべき重要な課題として取り上げ、本年の人事院報告では、女性の採用・登用の拡大と両立支援について、各府省における具体的な取組が前進するよう、内閣人事局等関係機関と連携しつつ、支援を行っていくことが重要である旨を言及したところである。

本県においては、「いわて男女共同参画プラン」（平成 23 年 3 月策定）において、県職員管理監督者に占める女性の割合を平成 27 年度末までに 17.0%とすることを目標にし、女性の登用拡大に取り組んでいるところである。

また、職業生活と家庭生活の両立支援の推進のため、これまでも育児休業や育児短時間勤務制度、子の看護休暇や短期介護休暇等の特別休暇制度を整備し、本年 4 月からは、配偶者同行休業制度を導入したところである。

両立支援の推進を図っていくことは、職員の健康保持や優秀な人材の確保に資するだけでなく、女性職員の登用をより一層推進していくための環境を整備する上でも極めて重要であり、積極的に取り組む必要があることから、任命権者において、これらの制度が職員に有効に活用されるよう、制度の周知を図るとともに、制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き進める必要があると考える。

## (3) 勤務環境の整備

### ア 超過勤務の縮減等

超過勤務の縮減等については、これまでも言及してきたところであり、職

員の超過勤務時間数は、東日本大震災津波の発生後は例年を上回る状況となっていたが、任命権者において、人員の確保や業務改善など多様かつ積極的な取組が行われた結果、昨年度の超過勤務時間数は、ほぼ震災発生前と同じ水準となった。しかし、復興業務等のため、依然として高い水準にある公所も見られるところである。

このため、本委員会としては、今後も、任命権者において、業務等に応じた適切な人員体制を確立するとともに、管理監督者が勤務実態の的確な把握に努めながら業務の見直しや職員の意識改革を行うなど、管理者のリーダーシップと職員の相互理解の下で超過勤務時間の縮減や年次休暇等の計画的な取得促進等の取組が進められることを期待するものである。

#### イ 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、職業生活と家庭生活の両立、さらには、多様な県民ニーズにこたえ、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。

任命権者においては、これまでも職員の心身の健康管理対策のために様々な取組がなされてきている。特に東日本大震災津波の発生以降は、復旧・復興に伴う業務量の増加などが職員に与える影響を考慮した取組も行われているところである。しかしながら、長期療養者のうち精神疾患によるものの割合が高い傾向が継続していることから、引き続き復興の推進が求められる中で、職員の心身の健康面に対する十分な配慮が必要であると考えている。

また、近年、社会的な関心が高まっているパワー・ハラスメントなどのいわゆるハラスメントについては、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであることから、その防止に向け、職員への意識啓発に取り組む必要があると考えている。

本委員会としては、任命権者において、職員の状況に応じたメンタルヘルス対策、管理監督者による職場環境の改善や職員の不調の早期発見等の支援など、職員の健康管理対策への重点的かつ能動的な取組を継続するとともに、ハラスメント防止対策を一層充実することについて期待するものである。

#### (4) 地方公務員法の改正

本年5月14日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布され、2年以内に施行することとされた。

同法は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、元職員による働きかけの禁止等の規制

の導入により退職管理の適正の確保を図ることなどを内容とし、これらの制度の導入に当たっては、職員や元職員に対する十分な周知期間が必要となることから、条例や規則の整備等、円滑な制度の導入に向けて早急に検討を進めていく必要があると考える。

### 3 おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給は給料表の引上げ改定、特別給は勤勉手当の引上げ改定を行うこととした。また、給与構造改革における経過措置の廃止及び昇給回復を行うこととした。

本県の職員のみならず、他の地方公共団体からの派遣職員等を含めた全ての職員が、全力を挙げて東日本大震災津波からの復興をはじめとした職務に精励していると認識している。

職員にあっては、県民の公務に寄せる期待と信頼にこたえるよう、引き続き、県民の視点に立って地域の行政に対する要請を的確に把握し、その職責を果たされることを要望する。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割に加え、上記の状況を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

## 勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置を講じられるよう勧告する。

### 1 改定の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を412,200円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,300円とすること。

ウ 勤勉手当

(ア) 平成26年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.725月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.375月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を0.925月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.475月分とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.70月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.90月分

とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分とすること。

エ 寒冷地手当

寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る支給額については、所要の経過措置を講じること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当

(ア) 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

(4) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号）の改正

平成27年4月1日以後、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号）附則第8項の規定による給料は、支給しないこととすること。

(5) 平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整

ア 平成 27 年 4 月 1 日において 39 歳未満である職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員、任期付研究員及び特定任期付職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 4 月 1 日、平成 20 年 4 月 1 日及び平成 21 年 4 月 1 日の昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成 27 年 4 月 1 日における号給は、当該調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の最大 3 号給上位の号給とすること。

イ 平成 27 年 4 月 1 日において 39 歳以上 41 歳未満である職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、当該調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の最大 2 号給上位の号給とすること。

ウ 平成 27 年 4 月 1 日において 41 歳以上 46 歳未満である職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、当該調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(1)のウの(ア)、(2)のイの(ア)及び(3)のイの(ア)については同年 12 月 1 日から、1 の(1)のウの(イ)及びエ、(2)のイの(イ)、(3)のイの(イ)、(4)並びに(5)については平成 27 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第1  
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200		
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400			
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100			
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			



	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100				
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800				
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500				
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000				
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700				
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400				
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100				
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
	86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300				
	87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000				
	88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700				
	89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200				
	90	243,600	297,300	345,600	386,400					
	91	244,100	297,700	346,100	387,000					
	92	244,600	298,100	346,500	387,600					
	93	244,900	298,200	346,700	388,300					
	94		298,500	347,100						
	95		298,900	347,600						
	96		299,300	348,000						
	97		299,500	348,100						
	98		299,800	348,600						
	99		300,200	349,100						
	100		300,600	349,400						

101		300,800	349,700							
102		301,100	350,100							
103		301,500	350,500							
104		301,800	350,900							
105		302,000	351,400							
106		302,300	351,800							
107		302,700	352,200							
108		303,000	352,600							
109		303,200	353,100							
110		303,600	353,500							
111		304,000	353,900							
112		304,300	354,200							
113		304,400	354,700							
114		304,700								
115		305,000								
116		305,400								
117		305,600								
118		305,800								
119		306,100								
120		306,400								
121		306,800								
122		307,000								
123		307,300								
124		307,600								
125		308,000								
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
	33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
	34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
	35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
	36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900
	37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
	38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
	39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
	40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
	41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
	42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200
	43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
	44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
	45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
	46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	486,800
	47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	487,400
	48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	488,000

	49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400
	50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000
	51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700
	52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400
	53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100
	54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800
	55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500
	56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000
	57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700
	58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300
	59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000
	60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700
	61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400
	62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800	
	63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300	
	64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900	
	65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400	
	66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000	
	67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600	
	68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900	
再任 用職 員以 外の 職員	69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600	
	70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200	
	71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800	
	72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400	
	73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000	
	74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600	
	75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200	
	76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800	
	77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500	
	78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500		
	79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100		
	80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700		
	81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200		
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800			
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400			
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000			
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600			
86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600	434,200			
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200	434,800			
88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700	435,400			
89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300	436,000			
90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900				
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500				
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100				
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700				
94	304,100	328,300	355,200	389,500	424,300				
95	305,400	329,700	356,700	390,100	424,900				
96	306,700	331,100	358,200	390,600	425,500				
97	307,800	332,300	359,600	391,000	426,100				
98	309,000	333,600	360,800	391,400					
99	310,200	334,900	361,900	392,000					
100	311,400	336,200	363,100	392,500					

101	312,600	337,600	364,300	392,900					
102	313,700	338,600	365,400	393,400					
103	314,800	339,800	366,500	394,000					
104	315,900	341,000	367,700	394,500					
105	316,700	342,100	368,900	394,800					
106	317,300	343,200	369,500	395,300					
107	317,900	344,300	370,100	395,800					
108	318,600	345,400	370,700	396,100					
109	319,100	346,600	371,300	396,400					
110	319,600	347,600	371,800	396,900					
111	320,200	348,600	372,400	397,400					
112	320,800	349,600	372,900	397,900					
113	321,600	350,500	373,300	398,200					
114	322,300	351,400	373,700	398,700					
115	323,000	352,400	374,300	399,200					
116	323,800	353,400	374,800	399,700					
117	324,400	354,500	375,200	400,100					
118	325,200	355,000	375,700	400,600					
119	326,000	355,600	376,300	401,100					
120	326,800	356,200	376,800	401,600					
121	327,400	356,600	376,900	402,000					
122	327,800	357,000	377,500	402,500					
123	328,300	357,500	378,100	403,000					
124	328,800	357,900	378,500	403,500					
125	329,100	358,300	379,000	403,900					
126		358,700	379,500						
127		359,200	380,000						
128		359,600	380,500						
129		360,000	380,800						
130		360,400	381,300						
131		360,800	381,800						
132		361,200	382,300						
133		361,400	382,600						
134		361,900	383,100						
135		362,400	383,500						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							
再任用職員	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

教育職給料表  
ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
	34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
	37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
	38	220,100	280,200	349,700	406,100	
	39	221,900	282,800	351,900	407,500	
	40	223,700	285,400	354,100	409,000	
	41	225,600	287,900	356,200	410,700	
	42	227,400	290,500	358,300	412,100	
	43	229,200	293,000	360,400	413,500	
	44	230,900	295,500	362,500	415,100	
	45	232,700	297,800	364,600	416,700	
	46	234,400	300,400	366,700	418,000	
	47	236,100	303,000	368,700	419,600	
	48	237,800	305,700	370,800	421,200	

	49	239,400	308,200	372,600	422,900
	50	241,100	310,700	374,500	424,300
	51	242,800	313,200	376,500	425,900
	52	244,500	315,700	378,500	427,500
	53	245,900	318,100	380,500	429,200
	54	247,500	320,300	382,300	430,700
	55	249,100	322,500	384,100	432,300
	56	250,800	324,700	385,900	433,900
	57	252,300	327,000	387,400	435,400
	58	253,800	329,200	389,100	436,900
	59	255,400	331,400	390,800	438,300
	60	257,000	333,500	392,500	439,800
	61	258,500	335,700	393,800	441,400
	62	260,100	337,900	395,200	442,900
	63	261,700	340,100	396,600	444,400
	64	263,200	342,300	397,900	445,900
	65	264,700	344,300	399,300	447,600
	66	266,400	346,500	400,600	449,100
	67	268,000	348,700	402,000	450,600
	68	269,700	350,900	403,400	452,200
	69	271,200	352,900	404,800	453,800
	70	272,700	355,000	406,100	455,300
	71	274,200	357,100	407,500	456,900
	72	275,700	359,200	408,900	458,500
再任 用職 員以 外の 職員	73	276,900	361,000	410,200	460,000
	74	278,300	362,900	411,600	461,000
	75	279,700	364,900	413,000	462,000
	76	281,100	366,800	414,400	462,800
	77	282,500	368,800	415,600	463,600
	78	283,700	370,500	416,900	
	79	284,900	372,200	418,200	
	80	286,100	373,900	419,600	
	81	287,400	375,400	420,900	
	82	288,600	376,900	422,200	
83	289,800	378,400	423,400		
84	291,000	379,900	424,700		
85	292,200	381,000	425,900		
86	293,400	382,400	427,100		
87	294,600	383,800	428,300		
88	295,800	385,200	429,400		
89	297,000	386,500	430,500		
90	298,200	387,800	431,500		
91	299,400	389,100	432,500		
92	300,600	390,400	433,500		
93	301,400	391,700	434,500		
94	302,500	392,900	435,600		
95	303,700	394,200	436,600		
96	304,900	395,500	437,700		
97	305,900	396,900	438,600		
98	307,000	397,900	439,300		
99	308,100	399,000	440,100		
100	309,200	400,100	440,700		

101	310,100	401,000	441,500		
102	311,200	402,000	442,100		
103	312,300	403,100	442,700		
104	313,400	404,200	443,300		
105	314,000	404,900	443,800		
106	314,900	405,900	444,400		
107	315,700	406,900	445,000		
108	316,500	407,900	445,600		
109	317,400	408,700	446,200		
110	317,800	409,600			
111	318,300	410,500			
112	318,800	411,300			
113	319,400	411,900			
114	319,800	412,600			
115	320,300	413,300			
116	320,800	414,000			
117	321,400	414,700			
118	321,900	415,500			
119	322,400	416,100			
120	322,900	416,900			
121	323,400	417,500			
122	323,800	417,900			
123	324,300	418,400			
124	324,800	418,700			
125	325,400	419,100			
126	325,700	419,600			
127	326,000	420,100			
128	326,300	420,600			
129	326,600	421,000			
130	326,900	421,500			
131	327,200	422,000			
132	327,500	422,500			
133	327,700	422,900			
134	327,900	423,400			
135	328,100	423,900			
136	328,400	424,400			
137	328,700	424,800			
138	328,900				
139	329,200				
140	329,500				
141	329,700				
142	329,900				
143	330,200				
144	330,400				
145	330,700				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200



イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
	29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
	37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	349,100	374,300	
	39	221,100	251,800	351,100	375,900	
	40	222,800	254,600	353,100	377,500	
	41	224,600	257,400	355,000	378,800	
	42	226,400	260,000	356,800	380,300	
	43	228,200	262,600	358,600	381,800	
	44	229,900	265,200	360,400	383,300	
	45	231,800	267,600	362,200	384,900	
	46	233,500	270,200	363,900	386,500	
	47	235,200	272,700	365,600	388,100	
	48	236,900	275,200	367,200	389,700	

	49	238,600	277,700	368,600	391,100
	50	240,300	280,200	370,200	392,600
	51	242,000	282,800	371,900	394,100
	52	243,600	285,400	373,600	395,600
	53	244,900	287,900	375,200	396,800
	54	246,600	290,500	376,700	398,100
	55	248,200	293,000	378,200	399,200
	56	249,900	295,500	379,700	400,400
	57	251,300	297,800	381,200	401,900
	58	252,800	300,400	382,600	403,100
	59	254,300	303,000	384,000	404,400
	60	255,800	305,700	385,400	405,700
	61	257,300	308,200	386,300	407,000
	62	258,800	310,700	387,500	408,000
	63	260,300	313,200	388,700	409,400
	64	261,700	315,700	389,900	410,800
	65	263,000	318,100	391,000	412,000
	66	264,600	320,300	392,200	413,100
	67	266,200	322,500	393,200	414,300
	68	267,700	324,700	394,300	415,500
	69	269,400	327,000	395,500	416,500
	70	270,900	329,200	396,500	417,700
	71	272,400	331,400	397,600	418,900
	72	273,900	333,500	398,800	420,100
再任 用職 員以 外の 職員	73	275,100	335,700	399,900	420,900
	74	276,400	337,900	401,000	421,700
	75	277,700	340,100	402,100	422,500
	76	279,000	342,300	403,200	423,300
	77	280,400	344,200	404,100	423,900
	78	281,600	346,100	405,100	424,700
	79	282,800	348,000	406,100	425,400
	80	284,000	349,900	407,100	426,100
	81	285,300	351,700	407,900	426,900
	82	286,400	353,500	408,700	427,500
	83	287,600	355,300	409,500	428,000
	84	288,800	357,100	410,300	428,700
	85	289,800	358,500	411,000	429,400
	86	290,800	360,200	411,800	429,900
	87	291,800	361,900	412,500	430,500
	88	292,800	363,500	413,200	431,200
	89	293,900	365,000	413,900	431,900
	90	294,800	366,300	414,600	432,500
	91	295,700	367,700	415,100	433,200
	92	296,600	369,100	415,800	433,700
	93	297,100	370,600	416,300	434,200
	94	297,900	371,900	416,800	
	95	298,700	373,200	417,500	
	96	299,500	374,500	418,200	
	97	300,300	375,500	418,700	
	98	301,100	376,500	419,200	
	99	301,900	377,500	419,800	
	100	302,700	378,500	420,100	

101	303,600	379,600	420,600		
102	304,100	380,600	421,200		
103	304,600	381,600	421,800		
104	305,100	382,600	422,300		
105	305,300	383,400	422,700		
106	305,700	384,300	423,300		
107	306,000	385,200	423,900		
108	306,300	386,200	424,400		
109	306,500	387,100	424,900		
110	306,700	388,100			
111	307,000	389,100			
112	307,300	390,100			
113	307,500	390,700			
114	307,700	391,600			
115	307,900	392,500			
116	308,200	393,400			
117	308,500	394,200			
118	308,800	395,000			
119	309,100	395,800			
120	309,400	396,600			
121	309,500	397,200			
122	309,700	398,000			
123	310,000	398,700			
124	310,300	399,400			
125	310,500	400,100			
126		400,800			
127		401,300			
128		401,900			
129		402,600			
130		403,200			
131		403,900			
132		404,500			
133		404,800			
134		405,400			
135		406,000			
136		406,400			
137		406,800			
138		407,400			
139		408,000			
140		408,600			
141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			
再任用職員	225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
	25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
	26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
	27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
	28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
	29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
	30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
	31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
	32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
	33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
	34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
	35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
	36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
	37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
	38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
	39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
	40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
	41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
	42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
	43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
	44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
	45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
	46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
	47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
	48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300

	49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
	50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
	51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
	52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
	53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
	54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
	55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
	56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
	57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
再任 用職 員以 外の 職員	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
	64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
	65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
	69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
	70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
	71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
	72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
	73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
	74	264,100	322,600	394,000		
	75	265,500	323,700	394,700		
	76	266,900	324,800	395,400		
	77	268,000	325,900	396,100		
	78	269,200	326,900	396,700		
	79	270,500	327,900	397,300		
	80	271,800	328,900	397,900		
	81	273,200	330,000	398,500		
	82	274,500	330,800	399,200		
	83	275,800	331,500	399,800		
	84	277,100	332,300	400,400		
	85	278,300	332,900	400,900		
	86	279,500	333,400	401,500		
	87	280,800	333,900	402,200		
	88	282,100	334,400	402,900		
	89	283,100	334,700	403,300		
	90	284,300	335,200	403,900		
	91	285,500	335,700	404,600		
	92	286,700	336,200	405,300		
	93	287,800	336,500	405,700		
	94	288,800	336,900			
	95	289,800	337,400			
	96	290,800	337,900			
	97	291,400	338,500			
	98	292,300	339,000			
	99	293,200	339,500			
	100	294,100	340,000			

	101	295,000	340,500			
	102	295,700	341,000			
	103	296,400	341,500			
	104	297,100	342,000			
	105	297,900	342,500			
	106	298,400	342,900			
	107	298,900	343,400			
	108	299,400	343,900			
	109	299,600	344,400			
	110	300,000	344,800			
	111	300,300	345,300			
	112	300,600	345,700			
	113	300,900	346,200			
	114	301,200	346,600			
	115	301,500	347,100			
	116	301,800	347,500			
	117	302,100	348,000			
	118	302,500	348,400			
	119	302,900	348,900			
	120	303,300	349,300			
	121	303,600	349,700			
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

医療職給料表  
ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	240,100	325,700	392,600	468,600
2	242,600	328,800	395,500	470,900
3	245,100	331,900	398,400	473,200
4	247,600	335,000	401,300	475,500
5	249,900	337,800	404,000	477,800
6	253,700	341,100	406,800	480,000
7	257,500	344,400	409,600	482,200
8	261,300	347,700	412,400	484,400
9	264,900	350,700	415,000	486,500
10	268,900	353,900	417,700	488,600
11	272,900	357,100	420,400	490,700
12	276,900	360,300	423,100	492,800
13	280,700	363,400	425,600	494,900
14	284,700	367,100	428,100	497,000
15	288,700	370,700	430,500	499,100
16	292,700	374,400	433,000	501,200
17	296,500	378,000	435,200	503,300
18	300,100	380,700	437,600	505,300
19	303,700	383,500	440,000	507,300
20	307,300	386,300	442,400	509,300
21	311,000	389,200	444,500	511,100
22	314,800	391,800	446,900	512,900
23	318,500	394,400	449,300	514,800
24	322,200	397,000	451,600	516,700
25	325,800	399,400	453,800	518,400
26	328,600	401,700	456,100	520,200
27	331,400	404,000	458,400	522,000
28	334,200	406,300	460,700	523,800
29	337,000	408,700	462,900	525,700
30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000

49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	
82		476,500	532,500	
83		477,000	533,400	
84		477,500	534,300	
85		477,900	535,100	
86		478,500	536,000	
87		478,900	536,900	
88		479,400	537,800	
89		479,900	538,600	
90		480,500		
91		481,100		
92		481,500		
93		482,000		
94		482,600		
95		483,200		
96		483,800		
97		484,300		



イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500

	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
再任用職員以外の職員	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		
	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000			
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500			
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100			
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600			
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200			
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800			
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300			
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800			
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400			
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000			
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500			
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100			
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700			
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300			
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000			
86		293,000	329,600	350,900	394,600			
87		293,200	329,800	351,200	395,200			
88		293,400	330,200	351,500	395,800			
89		293,800	330,600	351,900	396,500			
90		294,000	331,000	352,200				
91		294,200	331,400	352,600				
92		294,400	331,800	352,900				
93		294,800	332,200	353,300				
94		295,000	332,400	353,600				
95		295,200	332,800	354,000				
96		295,500	333,100	354,300				
97		295,900	333,300	354,600				
98		296,200	333,600	355,000				
99		296,500	333,900	355,400				
100		296,800	334,200	355,800				

	101		297,100	334,400	356,300			
	102		297,300	334,700	356,700			
	103		297,600	335,100	357,100			
	104		297,900	335,300	357,500			
	105		298,200	335,400	358,000			
	106			335,700				
	107			336,100				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900
	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
	40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
	41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
	42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
	43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
	44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
	45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
	46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
	47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
	48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000

	49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600
	50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100
	51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
	52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100
	53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
	54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
	55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
	56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
	57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
	58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
	59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
	60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
	61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
	62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
	63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
	64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
	65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
	66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
	67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
	68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700	
	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300	
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800	
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400	
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000	
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600	
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000	
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500	
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100	
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700	
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200	
	94	284,800	319,000	353,100	371,400	400,700	
	95	285,800	319,700	353,800	371,900	401,300	
	96	286,800	320,300	354,400	372,200	401,900	
	97	287,700	321,000	354,800	372,800	402,400	
	98	288,500	321,300	355,200	373,300		
	99	289,300	322,000	355,700	373,800		
	100	290,200	322,700	356,100	374,300		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

101	291,000	323,100	356,600	374,900
102	291,800	323,700	357,000	375,400
103	292,600	324,300	357,500	375,900
104	293,400	324,900	357,900	376,300
105	294,100	325,300	358,200	376,900
106	294,600	325,800	358,700	377,400
107	295,100	326,300	359,200	377,900
108	295,600	326,800	359,500	378,400
109	295,800	327,200	360,000	379,000
110	296,200	327,600	360,500	379,500
111	296,400	327,900	361,000	380,000
112	296,800	328,300	361,500	380,500
113	297,100	328,700	362,000	381,100
114	297,300	329,100	362,500	
115	297,700	329,500	363,000	
116	298,000	329,800	363,400	
117	298,300	330,000	363,800	
118	298,600	330,300	364,300	
119	298,900	330,700	364,800	
120	299,300	330,900	365,300	
121	299,600	331,100	365,700	
122	300,000	331,400	366,200	
123	300,400	331,700	366,700	
124	300,800	332,000	367,200	
125	301,000	332,200	367,600	
126	301,200	332,500		
127	301,600	332,900		
128	302,000	333,100		
129	302,200	333,200		
130	302,500	333,600		
131	302,900	334,000		
132	303,300	334,200		
133	303,500	334,500		
134	303,800	334,900		
135	304,200	335,300		
136	304,500	335,700		
137	304,700	336,000		
138	305,000	336,400		
139	305,400	336,800		
140	305,700	337,200		
141	305,900	337,500		
142	306,300	337,900		
143	306,700	338,300		
144	307,000	338,700		
145	307,100	339,000		
146	307,400	339,400		
147	307,700	339,800		
148	308,100	340,200		
149	308,300	340,500		
150	308,500	340,900		
151	308,800	341,300		
152	309,100	341,700		

	153	309,500	342,000				
	154	309,700					
	155	309,900					
	156	310,200					
	157	310,600					
	158	310,900					
	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

## 別記第1備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。



別記第2

支 給 地 域	区 分
盛岡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村 九戸郡 二戸郡	4級地

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

号 給	給 料 月 額
	円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

別記第4

号 給	給 料 月 額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000